

平成 24 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）議事録

1 日 時 平成 24 年 7 月 26 日（月） 18：30～20：35

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階第一委員会室

3 出 席 相澤委員，阿部委員，大坂委員，桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，渡辺委員

※欠席委員：赤間委員，石川委員，市川委員，岩館委員，久保野委員，八木委員

[事務局] 鈴木健康福祉部長，熊谷障害企画課長，石川障害者支援課長，林精神保健福祉総合センター所長，金子障害者更生相談所長，佐藤北部発達相談支援センター所長，佐久間南部発達支援センター所長，伊藤宮城野区障害高齢課長，武山太白区障害高齢課長，山崎泉区障害高齢課長，岩淵主幹兼企画係長，斎藤社会参加推進係長，福井障害福祉サービス係長，山縣主幹兼生活支援係長，大関施設支援係長，市川主査，大内

ほか傍聴者 14 名

4 内 容

（1）開 会

（2）議 事

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

議事録署名人について，会長より諸橋委員の指名があり，承諾を得た。

（1）報告事項

① 障害者総合支援法について

会 長 それでは，報告事項 ①「障害者総合支援法について」、事務局より説明願います。

事 務 局 （資料 1 に基づいて説明。）

（熊谷課長）

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から具体的な説明をいただきましたが，これに関して各委員から情報提供，またはご意見，確認などあったらいただきたいと思えます。

法律の改正については，障がい者制度改革推進会議からは総合福祉法として骨格提言がありましたが，厚生労働省がつくった法律について春の連休前に衆議院，そして 6 月 20 日に参議院で可決された内容です。これを受けて，政令・省令で内容がもっと具体になってくると思えますが，今の資料はここということなので，この辺について皆さんから確認や情報提供など，ございますでしょうか。

また，ただいまの説明にもありましたが，言ってみますと総合福祉法，総合福祉部の骨格提言など，それから 6 つの検討ポイントをまず示されたけれど，すべてが入

ったわけではない。むしろ、団体によっては全然違うという意見もありますが、3法の施行後3年を目途として検討する事項も附則にあります。これからまた展開していくものと思いますが、その辺も含めて皆さんから何かありましたらいただければと思います。よろしいでしょうか。いかがですか。

中村委員，お願いします。

中村（晴）委員 今回の改正の中で私が大変よかったと思うのは、障害支援区分になることです。私も親ですが、障害者の親から、今までの障害程度区分に対する不平・不満，それから不信心，もういっぱいありました。結局，非常に多動であればとか，動かなければ楽だろう，とか。動かないことが，親として大変なこともあるわけですが，そういうことが非常に盛り込まれなかったのが障害程度区分でした。今回は支援の必要の度合いを基準にするということで，私はこの今回の改正でこれを一番評価したいと思っています。以上です。

会 長 中村委員，どうもありがとうございました。

以前の障害程度区分は医学モデル的，それも介護保険との初期には統合を目指してつくられたものでしたが，今度は支援の内容についてとなります。ただし，これを具体的にどうするかはこれからのことなので，私たちもしっかりと情報をとらえながら，しかるべく対応していくことが大切だと思います。どうもありがとうございます。

そのほか，委員の皆様から何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

このように今，変わっていきこうしているところです。まずは，先ほどもありましたつなぎ法，今年の4月施行部分に関しましては，発達障害の方々を対象として，今度は来年の4月からは難病・慢性疾患の方々を対象にしてと，広がっていくことで谷間がなくなっていくことがすごく大事なことだと思います。ただし先ほどもお話ししましたが，政令・省令で具体にならないとわからない部分もあると思います。

一旦進んで，また関係することが出てきたら，そのときご意見いただくこととしましょうか。

② 国からの権限移譲について（指定基準）

会 長 さて，続きまして報告事項の②国からの権限移譲への対応について（指定基準）とあります。これについて，事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局（熊谷課長） （いわゆる地域主権改革，地方分権改革の一環として，従前，都道府県が行ってきたサービス事業所・施設等の指定業務について，本年4月から政令指定都市と中核市に事務が移譲されている旨前置きのうえ，来年度移行予定の指定基準について，資料2①～③に基づき，現行のサービスの内容や基準の概要を説明。次回，本市の条例制定の考え方に対するご意見をいただきたい旨補足。）

会 長 ありがとうございました。

権限移譲への対応については、条例を制定するけれども、次回の協議会にその条例制定の考え方を市から示す、そのとき意見をいただきたいので、前もってその中身の説明、そして時間的に詳しく説明できなかった部分は、私たちの宿題にもなるわけです。しかし、なかなか内容が難しいところでもあります。皆さんからまたご意見とか確認などあったらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

目黒委員、お願いします。

目黒委員 資料 2 ①の法による規定の部分について、「従うべき基準」というのは、「それが最低線である」と理解して良いのでしょうか。

また、「参酌すべき基準」がその土地らしさが出せる部分かと思います。けれども、これを見た感じでは、「従うべき基準を守ればあとは関係ない」というふうに見えてしまいます。その参酌すべき基準のところにもし私たちが意見を出せるのであれば、そこに仙台らしさを出せると思いました。その辺、重要視していただければと思います。

事務局
(熊谷課長)

「従うべき基準」は、基本的に、ここで定めた基準はすべて守らなければならない最低の基準となります。従うべき基準というのは、これは国の考え方でもありますが、現行のサービスの中で、特にこれは少なくとも全国一律のレベルを守らなければならないだろうという考え方です。そのサービスに直結する人員の部分については、いろいろ自治体の実情はあるでしょうが、国の考え方は、障害の関係で申しますと基本的には少なくとも確実にこのレベルは絶対に守る、従うというものです。当然、何人以上とか何人配置しなければならないという部分が出ますので、それを下回ることはあり得ません。また、これもあくまでその人数を配置することが原則でございますので、中には、サービスの提供時間等によっては当然回らないこともあり得るでしょうから、あくまでも最低の基準、最低のものを定めるものでございます。

もう一つ、後段の「参酌すべき基準」については、まさに目黒委員のおっしゃるとおりでございます。あとは仙台らしさをどこまで出せるのかというところがございまして。正直申し上げまして、現在省令で定めている参酌の部分は、おおむね条文を読む限りでは努力規定のようなものとか訓示的なもの、こうなさいとかこうあるべきというものがほとんどでございまして、どちらかというと、制約をかけるというよりは事業者として本来守るべきことを書いている事項が多い形になります。それを例えば「何々しなければならない」と書いてあればこれは義務となってしまうので、そこまでするかどうかは今後、この協議会でご意見等も伺いながら、最終的に市で判断していきたいと考えてございます。

なお、先ほど申し上げませんでした。これは事業者等に関わる問題でございますので、市としてはできればパブリックコメントもしたいと考えているところでございます。

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

- 会 長 ありがとうございます。
- 目黒委員、大事なご指摘をしていただきました。いかがですか。
- 目黒委員 市民の声が生かされるようになるといいなと思います。
- 会 長 ありがとうございます。また、この協議会の役割ということにも、今事務局からも言っていただきました。ありがとうございました。
- そのほか、委員の皆様からご意見、確認、質問など、いかがでしょうか。
- 坂井委員、お願いします。
- 坂井委員 確認ですが、条例で制定するということですので、これからの流れについて、もし分かれば教えていただきたいと思います。
- 事務局
(熊谷課長) 本日、協議会でご説明させていただきました。次回の協議会は9月ごろを予定してございますが、協議会でご意見いただくもの等をあわせまして、先ほど申し上げたパブリックコメントを1か月ほど行いたいと考えてございます。9月から10月にかけて実施いたしますので、ご意見をまとめるのに10月いっぱいにかかると思います。その結果については、予定されている協議会でご報告する形になるかと思えます。
- 仙台市側の予定を申しますと、この条例を来年4月には施行しなければならないので、市議会に提案する時期を考えますと、市議会は年4回開かれておりますが、9月に開かれる議会には間に合いませんので、12月から来年2月に開かれる議会に提案することになります。2月に開かれる議会では、周知期間等を考えますとちょっと遅いかと思われるので、できれば12月の議会に出す方向で考えております。この事務的なスケジュールがございましたので、この辺は動く可能性もございましたが、私どもの頭の中ではこのように考えているところです。
- 会 長 ありがとうございます。
- 坂井委員、よろしいでしょうか。ご指摘により、より具体的なスケジュールが明確になって考えやすくなりました。ありがとうございました。
- そのほか、諸橋委員、お願いします。
- 諸橋委員 こんな形で条例化されることは私も初めて知りました。障害者自立支援法が始まってからいろんな法人が、資格を持てばいろんな事業者が障害福祉サービスができるというある種の自由化がされて、非常に活発になりました。もう一方で、本当にいろんな事業者が出てきて、必ずしも障害当事者のためにならないというか、極端に言うと食い物にするような印象を受ける事業者もあらわれる。今現在も、さまざまところで立ち上げの計画をしている方がいっぱいいると思います。
- サービスが増えること自体はすごく良いのですが、非常に荒くはなかったかという思いもします。県の指定基準の部分で、4月から仙台市が行う場合、ある種の倫

理的な線というか、指導基準みたいなものをしっかり持たないと、いろんな事業者の参入で、少なくともご本人のプラスにならないようなサービスを受ける可能性があります。

これまでですと、例えばハローワークさんなども関係していますが、A型事業所をつくりますということで、実際に開けてみたら、実はB型や生活訓練施設よりも低い給料でスタートして、A型で募集して実際はB型とか、具体的な手続のないままそういうサービスになってしまって、SOSを出されて違う施設に移るのを支援した人もいます。

ただ、大抵の人は一度落ち着いた事業所だからそこから動きたくないという思いがあったりして、それを上げていくのはすごく難しい。そうすると、日常的にチェックされることも必要でしょうから、認可をおろす際、あるいは通常の運営でも第三者の目、評価が入る必要があるのではないかと思います。その辺が参酌すべき基準に入るのかもしれませんが、実際はここがすごく重いものでなければならないのではないかという感じがします。その意味で、条例がどんな条例なのか、イメージが浮かばないところですが、パブリックコメントもするということですので、ぜひいろんな事業者、運営している方の実態なり、あるいはその意見なりを反映したのものにつくっていただければいいと思います。以上です。

会 長 諸橋委員，ありがとうございました。

とても大事なご指摘だと思います。やはりサービスを提供する側の質というものが仙台市に権限移譲されたわけだから、しっかりしてほしいということ。ありがとうございます。

今の諸橋委員のご意見に関して、事務局から何かありますでしょうか。

事 務 局
(石川課長)

今回の条例につきましては、来年の4月から施行されますが、指定自体は今年の4月から、既に県から権限移譲されており、事務を行っております。指定事務は国の基準に基づいた基準で指定をしており、あわせて指導監査の事務も移譲されております。

今ご懸念のある利用されている方への不適切なサービス提供について、まず1点としましては、指導監査のところで、事業者が何をやっているのか確認し、決められたとおりにやられているのか、処遇も含めてきちんと指導していく。さらに状況によっては、特別監査等を行います。内容に非常に問題がある場合には、事業の停止なり、取り消しなどといった処分があるということです。

それから、指定については、初めから事業のイメージをきちんと持って指定を受けたいという事業者だけではないので、我々も最初の構想や考え方などをしっかりお伺いして、どういった内容の事業をやりたいのか、それに対応する事業の基準はここに書いてあるとおり従業員何人が必要ですとか、あるいは部屋としてこういう機能を持つ部屋が最低何平米必要です、という指導はできるのですが、やはりそれ

だけでは十分とは言えず、先ほどお話いただいたような、理念的な部分も含めて、まず障害者福祉の事業であることをきちんと踏まえた上で事業をやってほしいというのを、事前のやり取りをしながら何度も説明したうえで指定申請をしていたといたことを今も既に行っております。その部分を大事にして我々も事務を進めていきたいと思っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。
諸橋委員，よろしいでしょうか。

諸 橋 委 員 今，お話ししたようなことは，条例の中にも反映されていくのですか。そういう性格の条例ですか。

事 務 局 (熊谷課長) 条例で規定すべき事項についてですが，現在の条例の体系からいたしますと，なかなか事細かなところまで規定するのは難しい状況です。条例に定められるのは，どうしても条例で定めなければならない本来的，基本的な事項になりまして，それ以外は，規則であったり，さらにその下の要綱といった運用になってくることと思っております。例えば欠格事項のような，この事業者ではだめだなどというものであれば，これは条例で定める形になるでしょうが，これこれしなければならないという，例えば今の省令のレベルをさらに強めるもの，実際これはどういうのに当たるのだというものにしっかり答えられないものは，条例に盛り込むのはなかなか難しいです。そこは今障害者支援課長からお話がありましたが，実際に事前の相談の中で対応していく部分にならざるを得ないかと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。
それでは，そのほか委員の皆様からありますでしょうか。よろしいでしょうか。
目黒委員，お願いします。

目 黒 委 員 今の話について，その判断する部分は，仙台らしさが出しにくいということですか。例えば事業所の評判がとても悪くて，でも基準はちゃんと満たしているとして，けれども仙台市としてはそこを倫理部分であるとかそういうことで取り消しさせるとかということでは，仙台らしさは出しにくいということかと思いました。

事 務 局 (熊谷課長) 取り消しについては，正直いえばかなり難しい，かなり厳格に運用しないと難しい規定になってくるのではないかと考えております。簡単に，これをやったからダメということでは，重大な犯罪行為や重大な行為などであれば明確でしょうけれど，理念的な，何とかしなければならないということを守らなかったからと規定を恣意的に運用するようになるという形は避けなければならないものになります。

指定制度は任期制のため期限があります。その期間は6年間でございますので，

1 度指定を受けたからといって未来永劫指定が続くものではなく、指定の更新が入っております。先ほどの障害者支援課長からの話にもありますとおり監査などもございますので、今お話があったようにサービスが悪いということであれば、それは何らかの形で利用者に対する不適切な対応があるということになり、指導監査の対象になります。指導監査の中で、それは是正してもらわなければならないとなりますし、それが是正されない悪質なものであれば最終的には取り消しということもあり得ますが、なかなか今の段階で軽々に、これだったから取り消しとかこれだったから指定しないという基準については、具体例が出てこないと見出せない部分もありますので、例えばこういう事例であれば指定すべきでないという案件が比較的明確にございましたら、ご意見を我々にお出しいただければ、それを参考にしていきたいと思っております。

会 長 よろしいでしょうか。そのような内容の検討もこの協議会の中で行うということです。

佐々木委員，お願いします。

佐々木委員 今の話に関連して、就労移行支援事業などはすごく数の把握をしやすいので、就労移行支援事業所をやっている、いまだに 1 人も就労に結びつけていない事業所もあります。移行ができていない、就労に結びつけることができていないということです。そういった明確に数として把握ができるところについては、どんなふうにお考えでしょうか。

事務局
(熊谷課長) 正直申し上げて難しいところです。例えば、年間 1 人以上移行させる、1 人以上出さなかったら指定を取り消すのかといった場合、それが本当に適切なことなのかについて、それはかなり議論しなければならないと思います。その 1 人の基準が正しいのかどうか、何人ならいいのかとか、事業を始めてすぐにできないという議論も出てくるでしょう。ではそんな見込みもないのに何で指定するのかといったご意見もあるかもしれませんが、一旦指定してしまうと、言い方は変ですが、取り消すのはかなり労力がかかると思います。

先ほど障害者支援課長からも申し上げましたとおり、事前に事業所に福祉の考え方を十分理解して申請いただき、指定していく、指定制度は基本的には要件を満たしていれば指定しなさいという考え方になっています。ただ、一方で現実問題として今お話ししたように、指定すべきでないところはスタートから指定すべきでないし、本来そこは十分指導していかなければなりませんので、そこは条例化するに当たってきちんと明確な基準が立てられるのか、その基準に理由が立てられるのかということになります。

そういった点につきまして議論をいただければと思います。

会 長 よろしいでしょうか。
では、中村委員、お願いします。

中村（祥） 受け皿をたくさんつくりたいという現状では、価値観をその指定の段階で固定化
委 員 することがすごく難しいことは分かりました。では例えば、就労移行支援事業の場
合は2年間の規定がございまして、その中で就労をすることができなかった人たちが
順繰りにかわっていったとしても、その情報がゼロ状態でしか見えてこないの
です。その人たちが、次に適切な支援が受けられているかどうかという現状が、利用
者さんたち本人が言ってくれないことには分からないので、本人に就労に結びつく
力がなかったという言い方をするとところもあったりして、そうすると本当は事業者
の力がなかったのに、その辺が表れてこないことが今までの仕組みの中にあつたと
思います。

もし、目黒委員のご発言のように仙台の誇るべき特色を出すとしたら、その中で
利用者の声を吸い取るシステムだとか、事業者間で適切に支援できない困難事例を
抱えていて、でもそれがなかなか言いにくいという例もあると思いますので、就労
支援センターですとか職業センターなど就労に関する事業を推進しているセンター
等が中心になればいいのか分かりませんが、ネットワークの中で、その人の適正と
してはここではなかなか支援が難しいけれども、ここではいいかもしれないという、
その相談支援の充実になると思います。すると、相談支援の個別支援計画もみんな
で使うとか共同でつくるとかというシステムがちょっと見えないのです。

そことも関係して、これだけの規定の中では適用できないですが、全体的な仕組
みをもう少し、抱え込むのではなくて協力し合うような仕組み、風通しのいいもの
につくれれば、仙台バージョンのすごく誇れるものといえますか、それをどうすれ
ばいいかわからないですが、その次に提案していただくものを楽しみにして、あと
で意見を申し上げればいいのではないかなと。

事 務 局 指定につきましては事業所単位で行うことからいたしますと、例えばネットワ
(熊谷課長) ークなどは、正直申し上げれば指定制度、指定を定める条例には馴染まないものと
考えております。事業者の責務の中に当然そういう取り組みを行うようなことにな
るのでしょうが、指定という項目の中で、ネットワークを、というのはちょっとな
じまないかなというのが率直な感想でございます。基本的には、各事業所単位で行
う制度になってございますので、そこをご理解いただきたいと思います。

その中で、相談支援の充実であるとかネットワークの運用は、行政側でそれをバ
ックアップするなり個々の業者を支援する仕組みの中で、また別途に考えるべき事
項と思います。

会 長 この協議会には、一方は自立支援協議会があり、連携の中では自立支援協議会
での話題も出てくると思います。そのようなことで、中村委員のお話のように連携、

ネットワーキングの大切さについて、個々の事業者の選定にはなかなか難しいところもあるということですが、それはその地域自立支援協議会などで検討されていく内容でもあります。また、その全体像のモニタリングについてはまたこちらの担当になるわけですから、いろんなことに関わることができます。

中村（祥） 委員 ここには盛り込まれていませんが、たしか法改正で規制が緩和される中に、監査項目があったかと思います。監査制度が、自主的な文書でもよくなったとか、文言でそれが緩和されるものがありましたでしょうか。何か違うものを見たのかもしれませんが、それも心配材料です。やはりきちっと来て監査をして、細かなところを見ることの重要性はとてもあると思いましたので、もしかしたら違うことかもしれないですが、監査があるからそこで救われると考えては、落とされるかなという感じはありました。勉強不足で正確に言えないですけども、そこら辺を含めて検討できればいいなと思います。

事務局（熊谷課長） どの項目か今の段階ではわからないので、何か該当するものがあれば次回まで調べておきたいと思います。

会長 権限が仙台市に移譲されて来るということは、身近に議論できるということですよ。また、自立支援協議会との連携の中で事業所との連携の大切さをこちらからも発信できるし、自立支援協議会でも検討できる。市に来たことは良いことでもあります、事務局は大変になると思いますが。

そのほかいかがでしょうか。

今回の皆さんの議論を受けて、その条例制定に盛り込まれる部分とそのほかのことできちっと取り組んでいく部分というのもまたあるとは思いますが、随時私たちの協議会で議題にして、検討を進めていくことは大切だと思います。

よろしいでしょうか。どなたか。いいですか。

白江委員，お願いします。

白江委員 むし返すようですが、今会長がまとめてくださったとおりだと私も思いますが、先ほどのネットワークをつくるとかいう場合に、この人員配置基準などで上乘せ分はいいわけです。ですから、例えばネットワーク要員を配置しなさいとかという基準の制度、確かに財政との裏腹の関係になってくるのでなかなか厳しいとは思いますが、そういう設定の仕方というのは可能なわけで、さっきおっしゃったように、ここでの議論がそういう形で広がっていけば、仙台らしさとかそういったものにもつながっていくと思います。その辺も含めて財政的な、何でもかんでもすぐに財政につながってくるので何ですが、そういう意味での仙台らしさをご検討いただければと思います。

会 長 ありがとうございます。

それは、ある意味ではその必要性はこの協議会で話題になったからこそ財政と交渉できる。交渉してできるかどうかはまた別としても、事務局からだけではなかなか難しい部分もありますので、この協議会の中で検討して根拠をきちんと示すことは大事なことです。ただ、その結果についてはまた頑張っていただきながらですけれども、とても大事な指摘ありがとうございます。

お願いします、桔梗委員。

桔 梗 委 員

今、皆様のお話を聞かせていただきながらサービス事業者の申請と認定についてのお話を聞いていて、認定事業者の申請からその認定までの作業というか流れを実は詳細に分かっていないので、今、資料 2 の③のサービスにかかわる基準の詳細についてと、仙台市の考えも次回協議とのことでしたので、できればそれについて今仙台市で検討を考えている申請から認定に至るところ、そして、先ほど指定期間が 6 年と伺いましたが、6 年を経てまたそこから申請・認定に至るまでの流れをまず一度確認をしたいので、その資料をいただければと思います。

それにあわせて、今、監査の話がありました、どんなところでも委託などのときには申請があって認定がありますけれども、そういうのは何らかの監査制度があって、その監査制度が今どのような形で機能しようとしているのか、どんな考えがあるのか。認定と確認という業務の部分の両方をお示しいただけると助かります。よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございます。大事なご指摘です。

では、今説明ではなく、資料をつくっていただければと思います。可能でありましたら、次回の前に、次回の資料のときに一緒に送っていただくものがあると分かりやすいですね。どうもありがとうございます。事務局、よろしくお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。

(2) 協議事項

① 今後の障害者保健福祉施策について

会 長 では、協議事項に入らせていただきます。

協議事項、今後の障害者保健福祉施策についてです。事務局から説明願います。

事 務 局
(熊谷課長)

(資料 3, 4, 5 に基づいて説明。

資料 5 について、かつては国庫補助事業であったものが、補助がなくなり市の独自事業となったものも含まれている旨、支援費制度が創設された平成 15 年度よりも前に創設されたものを古い順に並べたものである旨補足。

新しい障害者保健福祉計画等の初年度にあたり、計画に含まれる事業を着実に推進していくため、障害のメニューが多様化している中、一定程度の事業施策の重点化が必要と考えられ、各団体の意見も踏まえつつ、これらの事業を軸に、さら

に検討したい事項を次回の推進協議会で提案したいと考えている旨説明。）

会 長 ありがとうございます。

ただいま、今後の障害者保健福祉施策について、まずは資料 3 で各団体との意見交換について、資料 4 ではそれらを踏まえた重点プロジェクトの推進及び重点化の方向性について説明いただきました。さらには、平成 15 年よりも前に作られた、今現在では仙台市が独自で実施している事業のうち一定期間経過したさまざまな事業について、これはこの文章に添えますと社会の情勢の変化などを踏まえて検討していく、この協議会でも議論していく内容という説明がありましたし、資料 5 について具体的に 28 の事業が挙がっています。

まずは事務局からの説明に関して皆さんから、詳しい検討は今回ではありませんが、この方向性に関しましてご意見や確認などをいただければと思います。いかがでしょうか。

中村委員、お願いします。

中村（晴） 資料 4、5、それぞれ 1 点ずつ、お話しをさせていただきたいと思います。

委 員 1 つ、資料 4 の中で教えていただきたいのですが、資料 4 の右のほうに指定避難所と、その下に福祉避難所とありますが、それぞれ定義はどういうものでしょうか。教えてください。

もう 1 点は、資料 5 の仙台市が独自で実施している事業の 1 番の障害者相談員制度について、実は私、もう結構長い間障害者相談員をやっておりました。それぞれ、身体、知的、精神とピアカウンセリングの意味合いとしてはとてもいいだろうと思いますが、大変率直に言って、多くの方が委嘱を受けて相談員をなさっていて、高齢化それから長期化しているという実態を感じました。

私も長い間相談員をさせていただきましたが、相談員としての相談は受けたことがありません。相談を受けると報告を上げ、1 件につき幾らという報酬があるわけです。私は相談は確かにいっぱい受けましたけれども、それは障害者相談員としてではなく、中村という人間にちょっと相談をすれば何か聞けるかなというもので、相談員としての実績報告は 1 件も申請しませんでした。年度ごとの 1 年間でどれだけ相談件数があったか見ても、身体、知的、精神ともはっきりいって非常に少ない、障害者の数から見たらこれっぽっちの相談件数しかないというのが実態でした。

時代もこれは確かに創設年度が大分古いわけで、その後、各区の障害高齢課も非常に対応もよくしていただきますし、アーチルも今度は南部もできて 2 つになりましたし、それから各区に、例えば太白だったらハンズ太白というように、仙台市内に相談機関がたくさんふえてきました。そういう意味で、障害者相談員はもちろん年何回か研修、研修に出るとそれにも報酬が出るわけですが、この時代は大変必要だったでしょうけれども、この障害者相談員というもの、やはり見直しの時期に来ているのではないかと自分の体験上、思いました。

事務局
(熊谷課長)

避難所の関係について、資料を持ってこなかったのが明確な定義ではない部分もありますが、一般的に指定避難所というのは、避難所というのは法律で定められておまして、それを地域防災計画なり何なりで自治体が指定することになっており、指定されたところが指定避難所となり、例えば避難された方の保護であったりとか、業務上の規定が幾つかあります。端的に、仙台市で言いますと公立の小中学校が指定避難所と指定されています。今回の震災のときのように、通常の避難所とされる場所は指定避難所でございます。

福祉避難所というのは、実は、法律上明確な定義がなかったはずですが。今回災害時要援護者登録制の紹介のパンフレットを配付しておりますが、平成 18 年頃に、内閣府かと思いましたが、災害時に支援の必要な方々の避難場所として福祉避難所があるべきだというガイドラインが出ました（注：平成 17 年 3 月「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」平成 18 年 3 月改訂）。その後、自治体で本格的に検討するようになりまして、仙台市も入所施設を中心に福祉避難所を設けているところがございます。大震災の際にも幾つかは機能をいたしました。ただ、現実これまでの議会等も含めたいろいろな議論の中では、やはり災害時の要援護者の避難場所として福祉避難所の数が足りなかったのではないかと、あるいは十分に機能が果たせなかったのではないかとといった議論がなされてきておりますので、今回福祉避難所の増設・機能向上についてさらに検討すべき事項に入れさせていただきました。

また、指定避難所の環境の整備という意味では、昨年の協議会あるいは作業部会の中でもよく出された意見としては、避難所に行っても避難できなかった障害者がいる、いろいろな意味で避難できないという環境がございました。その中で、福祉避難所は数的にも限界がございますので、指定避難所の環境を向上することによって、指定避難所で支援できる方々も実際にいると私どもは考えており、指定避難所の環境の整備を図ることによって、より安心して避難できる環境ができるのではないかとということで、ここに上げさせていただいているというところです。

事務局
(金子所長)

障害者相談員についてお答えをしたいと思います。

身体障害者相談員につきましては身体障害者福祉法第 12 条の 3、知的障害者相談員については知的障害者福祉法第 15 条の 2、それぞれに法規定がございまして、委託することができるという規定に基づいて仙台市では委託をしておりますが、精神障害のある方について、この相談員については仙台市が独自に設置をしているものでございます。この 3 障害をまとめて一つの障害者相談員として実施をしているものでございますが、実は昨年度から 1 件当たり幾らではなく、年間お 1 人 24,000 円の謝礼をお支払いしてご相談いただいているという状況でございます。

中村委員ご指摘のとおり、実態としてはいろいろございますので、見直しの議論については、次回の協議会においてご議論いただければと思いますので、ぜひそのときよろしくお願ひしたいと存じます。

- 中村（晴） 委員 会長 わかりました。
- 委員 会長 ありがとうございます。
- 今日は、まずは資料 4 とそれから独自で事業している中で検討する課題で、その内容についてのご質問をいただいて、検討は次回以降になるということです。
- 委員の皆さんいかがでしょうか、そのほか。
- 桔梗委員、お願いします。
- 桔梗委員 次回の議論ということで資料 5 を提示していただいています。事業名、予算額と概要が載ってまして、多分これは次回詳細内容が添付されるのかとは思いますが、今ご説明いただいたように例えば障害者相談員が、中村委員がやられていたときには 1 人当たり幾らだったという詳細な単価が出ていますが、現状は年間 1 人当たり 24,000 円になっていると、そこまでの詳細な数字について。事業の中の詳細内容とそれからそこに対する数字、金額、それから実際にこの事業をやってきた中で利用人数、できれば推移があるともっといいと思いますが、利用人数の実績まで載っているものを一緒に事前にお示しいただけると助かります。
- 会長 ありがとうございます。
- それぞれの事業について、ある意味ではイメージできるような資料をとということですね。できるのであれば、そのようにお願いします。
- そのほか、委員の皆さん。
- 黒瀧委員、お願いします。
- 黒瀧委員 資料 4 の指定避難所に関してちょっとお聞きします。
- 小学校、中学校が指定避難所となっていますけれども、障害のある方は特になかなか難しいところがたくさんあります。精神なんかは特に大変に感じます。
- それで、どこの町内会でも集会所とかが一定の避難所になることが多いのです。学校まで行けない、学校まで行くなら近くの集会所にと、みんな去年のあの震災ですごく集まりました。その中で、学校かどちらかの教室でも何でも 1 カ所とは言いませんけれども、そこを利用させていただくと決めていただければ、障害のある方に対する配慮をしていただければと思います。
- あと、集会所がなかなか使えない。学校と決まっているので、集会所は 3 日間だけなどと聞きました。3 日以上はられない。何かそういうのもどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
- 会長 委員 会長 ありがとうございます。
- 今の黒瀧委員のご指摘のようなことを、次回検討を深めていきますが、今何かあ

りましたらお願いします。

事務局
(熊谷課長)

まず、避難所の議論につきましては、地域防災計画が今後見直されていくことになっておりますので、ここで決定などはできませんが、ご意見いただいたものについては、機会を通じて文書等を出していきたいと考えてございます。

今ご質問の地域の集会所などは一時避難所と呼ばれているもの、一時的に町内会などが独自で避難するところになってございますので、指定避難所とはまた違う位置づけになります。

指定避難所の環境の整備の議論につきましては、先ほど議会の議論等という話をしましたが、やはり今回指定避難所ではないコミュニティセンターであったり市民センターといったところが実際には避難所として、指定外であったものの実質指定避難所等と同様の機能を果たしたので、こういったものもきちんと避難所のプログラム、枠組みの中に入れるべきだという議論も出されております。あともう1つ、学校の利用につきましても、基本は体育館ですが、今回のように長期化する、あるいは体育館ではなかなか対応できない方も現実にいるというご指摘等もあり、学校の中での施設の活用も考えるべきであろうというご意見が出ております。これについては、まだ結論が出ているわけではございませんで、そういった議論も踏まえて、今後避難所のあり方が地域防災計画の中で決められていくと考えております。

会長

よろしいでしょうか。

さらに検討すべき事項として、ここでも取り上げていくというものの確認、また、いろんな情報も集めていただきながら議論していきましょう。ありがとうございました。

そのほか、委員の皆さんいかがでしょうか。

では、渡辺委員、目黒委員、白江委員という順番で、お願いします。

渡辺委員

資料5で事業の対象になっている方々は、いわゆる今の障害程度区分に該当するという形でくくられているものが多いと思いますが、これは将来的に障害者支援区分に変わったときには、今の程度表の中でもガラガラポンといいますか、重度だった方が軽度に区分されるとかいろんな意味で入れ替えがあるとイメージしていますが、そういった場合に市の事業としてこういった対象者の方々のくくりについても、当然その支援程度に合わせて対象が変わり得ると考えてよろしいでしょうか。お願いします。

事務局
(熊谷課長)

こちらの主な対象者については、実は、先ほど支援費制度が始まる前とお話ししましたが、程度区分ではなく手帳制度が基本になっております。ある意味では、基本法なり総合支援法の考え方からいいますと、必ずしも一律ではない。平たく言えば、障害者間で差があるものも現実でございます。それをどうしていくかというの

も一つの議論になっていくのかと思っております。

会 長 よろしいでしょうか。これからの議論の中でということですね。
今日は、こういうことを取り上げてこれから議論していきますということで、大事なお指摘ありがとうございました。
目黒委員。

目黒委員 たくさん意見がありますが、次回お話ししたいと思います。
資料5の障害者相談員については、以前はふれあいガイドに電話番号が載っていましたが、今は載っていないと思うのです。けれども、謝礼が発生しているし、一体どこをめぐらしての相談なのか、相談機関もいっぱいあるのにおかしいと思っているとあります。実際、相談員になっている人もおかしいと言っています。
それから、ガイドヘルパー派遣についても、どうして自閉症は使えないのかなと思います。医療機関に行くのに苦労するのは、体のきかない人ばかりではないと思いますが、次回ということ。

会 長 ありがとうございます。
今は、電話番号はなくなったことの確認。また、もともとの障害者相談員は当事者相談員、家族相談員ということで、先ほど中村委員がお話しされたピアという意味づけです。ですから、専門相談員とはまた違う位置づけであることなども含めて、後から議論する内容でありますけれども、そのためにも事務局ありましたらお願いします。

事務局 (熊谷課長) 今、障害者相談員につきましては、実際事務をやっている所が問い合わせ先になっています。これは、個人宅が相談先になっているため、おそらく障害者相談員の方全員の了解を取らないと全員分載せられないという形になること、この個人情報保護の観点から整理したものと思います。この辺は痛しかゆしの部分で、民生委員についてもよくこのことは言われており、区役所に問い合わせくださいなどとなるので、なかなかこの場で即答するのは難しいところです。制度の周知等については、実は意見交換会の中で相談員が出席されている団体がありまして、そこで意見を交換させていただいた際には、相談員の役割が十分周知されていない、何のためにやるのか分からないという意見がなかったわけではないのです。
ただ、やはりピアサポートのような部分、相談の部分で考えますと、やはり役割がないわけではないのかと思っております。その部分は障害当事者の活動という部分が大きいですし、今回いろんな議論があると思いますので、その中でどういうふうに重点化を図っていくかということもあるかと思っておりますが、忌憚のないご意見を聞かせていただければと思っております。

会 長 よろしいでしょうか。
その「つながる」というところが、なかなか仕組み上できていないですから、ピアのその重要性も発揮できない状況なのかなと思いつつも、次にきちんと議論していくべきだと思います。よろしいでしょうか。
次は、白江委員をお願いします。

白江委員 できたらつけ加えていただきたいのですが、まず一つは資料 4 の検討すべき事項に、震災関係の仮設住宅の問題を付け加えていただきたいです。ぜひ、これは課題に挙げていただきたいと思います。
それから、もう一つは見直しの事業の中で、小児慢性特定疾患の事業が 2 つほど入っていますが、それも検討すべき事項の中で、ここでやるべきことなのかどうか私としては分からないところがあるのですが、小児慢性特定疾患の対応についても検討事項として挙げていただければと思います。

会 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
中村委員、お願いします。

中村（祥）委員 資料 4 のこれから検討していただきたい項目の就労支援体制の推進の中で仙台市は仕事づくりをやれないのかなと思います。それを検討したいです。
それから、離職者への支援という項目はあるのですが、生涯にわたった支援が必要で、その仕組みが自立から人権を尊重した支援に変わったことが大変うれしいことだと思いますけれども、それに見合った制度の変更とかシステムのなところはここに含まれていないと思いましたので、その方にとってのライフプランをどのように連携してつくっていくのか、くくりの概念といいますか、連携の概念みたいなものをやれば嬉しいと思います。
それから、今日ここに来る前に難病患者の方の現状を先生からお伺いしました。初めて伺いましたが、就労の支援と障害の部分の支援との連携がこれから可能になる可能性があると思いますと、全く知識のない者同士が連携して何かをやるための新たな仕組みづくりが必要だと思いますことと、それから障害者団体の支援機関が、病気への対応について必ずしも知識と技術がないと思います。もし合同で受け皿を広げる可能性があれば、地域の身近なところに対応できることはとても患者さんにとって可能性が広がると思うのですが、技術がまだ伴っていないそうです。ですから、そこのところをもう少し丁寧に、制度が可能になるような仕組みづくりを話せばいいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。ただいま、中村委員のご指摘した内容がこの「更に検討すべき事項」に入るような見え方があるといいということですね。具体的な検討は、また次回以降になりますけれども。

事務局
(熊谷課長)
中村(祥)
委員

確認です。仕事づくりとは起こす業で「起業」という意味になりますか。

いや、「山」の「企業」。会社です。企業が受け皿になるシステムをつくっていくということです。会社での受け皿づくりを進めることと、福祉的な就労といわれているところの就労の枠を推進することに加えて、新しい、福祉的就労でもなく、競争の原理での企業でもなく、新しい概念の仕事づくり、ヨーロッパではソーシャル・ファームと言っていて、それは夢ばかりではないと思うのですけれども、ハンディのある人たちが対等な関係で就労の場を共有できて、そこから糧を得られるような新しい仕事の場をつくっていくことで、いろんな人たちがそこで賃金を得られる、そういうようなものがもしくらわれればうれしいと思いました。

事務局
(熊谷課長)

重点プロジェクトの位置づけと、本体計画について話させていただきます。本体計画、障害者保健福祉計画全体の中では施策体系を設けていまして、その中でお話があったライフ・ステージに応じた支援という項目を挙げております。

今回、重点プロジェクトというのをあえて上げたのは、3年ないし6年、障害福祉計画は3年、障害者保健福祉計画は6年という期間の中で、特に目に見えて取り組まなければならない事項を挙げているところがございます。

今、お話のありました例えばソーシャル・ファームとなると、恐らく大阪府箕面市の例もその一つと思いますが、今すぐ手をつけて6年間でできるか、正直申し上げてなかなか自信がないというところもございます。

(中村(祥)委員「できると思います」)

恐らく、今回の計画の初段階ではまだで、計画の中で中間評価を2年後の26年度に行うことにいたしておりますので、その過程で、その点については議論させていただく。冒頭で会長からありましたがモニタリングもしていきますので、就労等の取り組みについて、モニタリングの中で、社会的就労という言葉がいいかどうかはありますけれども、仙台市の取り組みのあり方はやはり研究させていただく課題と思っております。

そういう意味では、検討すべき事項に直結する事項にはなりません、私どもの頭の中にないというわけではないということをご説明しておきます。

中村(祥)
委員

しつこく言いますと、このいろいろな施策の最後にあるところは、やはりその人が1人の人格として社会の中で生き生きと暮らすことになってきます。その暮らすという中で、個人にとって仕事をして社会参加をすることはすごく大きな喜びであり、目標達成であるのです。だから、そこができていればそこまでの目標をクリアするという、訓練という言い方で今言っていますが、それもすごく生き生きとなされることを私たちも見させていただいて、ぜひそのところを描いたほうが早いかなと思うのです。だから、新しい概念で大変かもしれませんが、私としては中

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

間を待たないで入れてもらいたいというすごくしつこいお願いです。それはお任せいたしますけれども。

会 長 ありがとうございます。
 そのほか、委員の皆さんから。
 目黒委員，お願いします。

目黒委員 次回話そうと思っていましたが，重点プロジェクトの推進というところで，震災からの復興がある割にはこの要援護者登録のことで，それから避難所への連携などが，全然どこにも載っていないような気がします。ちょっとその辺を次回お話ししたいなと思いますので，よろしく願いいたします。

会 長 この枠組みの中で検討する内容，ということですね。
 そのほか委員の皆様から。
 相澤委員，お願いします。

相澤委員 資料 5 にある「障害者交通費助成」の金額を見ますと大変多いので驚いているところです。8 億 1,300 万円を超える予算が使われていますが，これに関連して，有料になっている敬老乗車証のように，軽減されるか，それとも今後も進んでいくのかどうか，これも検討の課題だとは思いますが，その辺どんなふう考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局
(熊谷課長) お話のありましたとおり，まさにこれは検討の課題として，この場で議論していただきたい事項でございますので，候補ということで挙げました。いろんなご意見があるかと，これを見てご意見をいただければと思っておりますので，よろしく願いいたします。

会 長 ここでまずは議論があつてということですね。市がどうしようということではなく。

事務局
(鈴木部長) 今回，この資料をお示しいたしましたのは，先ほど来ご説明をしておりますように，創設から一定期間が経過したということ，それからこの間，諸制度については，法の改正も含めましてさまざま動いてきました。その中であつて，どの事業ということではなく，このままの状況で進めていくことが，先ほど申しました計画上位置づけた重点プロジェクトを進めていく上で，事業の重点化が当然必要となってくるので，そういう意味でまずは仙台市が独自に実施している事業についてご説明を申し上げたいということです。

先ほど，桔梗委員からお話があつたように，これではなかなかわからないと，確

かにおっしゃるとおりでございますので、利用されておられる実態ですとか数なども含めまして、資料としてお示しをしたいと考えております。

それから、これまでさまざまな分野で障害者支援に関わってこられた委員の皆様には、それぞれのお立場からこれらのご確認をいただきながら、こういう点についてはこう見直しかなとか、こういうことを例えば見直しをしていけば先ほど来お話しをいただいた「更に検討すべき事項」、こういうところの重点化が図られるかなですとか、そういうこともご意見をいただきながらまとめていければ、本当に障害者施策推進協議会としての委員の皆様の総意として、仙台市としての方向づけが出てくるのではという思いで、今回資料をつくらせていただきました。

会 長 ということ、これからの議論する枠組みとしての確認ということです。また、市でも意見があるかもしれませんが、今日は市の意見ではなくて枠組みの確認について、進めさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか、そのほか。

桔梗委員、お願いします。

桔 梗 委 員 資料 5 の次回の議論について、こちらには一定期間経過した事業一覧と載っていますが、現状仙台市で行っている事業一覧が載っていたか、多分以前にいただいているような気がしますが、教えていただけますか。今までいただいた資料を見てこようと思いますが、逆になければ欲しいと思います。

事 務 局 明確な形で事業一覧というのは、実は公式なものは恐らくないと思います。事業
(熊谷課長) 本数から相当な事業、名前だけ見ても何だか分からないというのが正直なところで、やっている私どもでも「これ何だっけ」という事業がありますので、名前だけ見たら多分相当わからないというのが正直なところであります。

その中で、今回一定期間が経過したものについて概要的なものをお示しさせていただきました。あと、次回までに資料を調整させていただきますが、ボリューム感もかなり、簡単に説明できるものとそうでないもののがかなり混在しておりますので、その辺のバランスを見ながら、できるだけコンパクトにして資料としてお示ししたいと思っております。

関係の事業で具体的にどんなものがあるか、ごくごく簡単にお示しすると、「ふれあいガイド」があります。これは仙台市の事業だけでなくほかの機関の施策や事業も載っておりますので、内容としてはこういうものがあるというおぼろげなものとなります。ただし、これにすべてが網羅されているわけではございませんので、その辺ご了承いただきたいと思います。

会 長 よろしいでしょうか。

委員の皆様からいろいろご指摘いただいた内容について、特に資料 4 の書きぶり

についてはまた事務局から提案をいただきながら、次回までに、大坂副会長も一緒に、ご意見の出た内容をどこまで書き込めるかという検討になろうかと思えます。

今日はさらに検討すべき事項とか確認すべき中身の枠組みの確認しかできませんが、次回以降は詳しく検討となります。そして、目黒委員からもありましたが、ガイドヘルパー派遣に関しては発達障害の方も必要じゃないかというのも、また議論の中で出てくる内容かとも思いますし、またそのときに行動援護、自立支援法上のサービスとの住み分けについてもまた議論があるかもしれません。そのようなことで、今日は枠組みの確認ということでよろしいでしょうか。

また、桔梗委員からお話がありましたが、具体的にどういう内容なのか、私たちが理解することと、それぞれの仕組みがどう使われているかに関して、もしかして必要なものでも広報、周知の仕方がうまくいかないこともあるかもしれません。そういう意味でも、検討を進めていくべきなのかと思いました。

皆さまからもご指摘ありがとうございました。

まずはこの協議事項、今後の障害者保健福祉施策についての検討すべき課題の整理、検討は次回、ということでもよろしいでしょうか。

（４）その他

会 長 では、協議事項については終わらせていただきまして、その他です。
その他に関しましては、まずは皆さんから何かございますでしょうか。
中村晴美委員。

中村（晴） 事前に、今日の会合の資料を見ておくようにと頂戴しておりました。今回、資料
委 員 1、2は事前に送っていただいた資料と全く同じでしょうか。訂正や加筆の部分は
ないようですね。そうであれば、私もつたいない気がするのです。これだけ分厚い
資料を頂戴して、3、4、5は新しくいただきましたが、数えると4枚だけです。
資料が前回と全く同じであれば、やはり事前に目を通して持ってくるのが、私たち
委員に課せられた当然のことなので、事務局のお仕事の軽減も含めて、全く訂正
がないのであれば改めて今日準備をいただかなくてもよろしいかと思いました。

会 長 大事なお指摘ありがとうございました。
そのほか、委員の皆様から何かありますでしょうか。よろしいですか。
では、私の進行役はここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

（６）閉会

署名人

諸橋 悟 